

に何れも菅にて踏みたりとは覺えず唯鷹を手に据ゑたるほどに感したりといひうの、  
 中僧一人あり其頭を踏みて通られけるを平笠を着たる程のことちなりといへりぞぞ  
 其妙また知るべし鷹狩も行はれぬ殊に宇多天皇は鷹を好みて遊獵ありしより代々の  
 天皇みな野行幸ありて鷹狩を行はせたまひしが白河天皇は別けてこれを好みて自ら  
 鷹を放させたまひき。

小兒の玩具には小弓雀小弓竹馬ありまたその嬉戯に目かふあり童女は雛を弄びたりこまつぶりといふは即ち獨樂なり。

當時甚だ花卉を受せしかば花なきときにも花を欲し剪綵の花を作りて時ならぬ色を  
 庭に咲かしむること多したとへば大木一面に花を附けて吉野の山を宮中に現じ池の  
 水の濃き紫に染まるまでに松に藤の花を垂るゝあり冬季雪降れば人々いひ騒ぎ相集  
 まりて雪の山を高く作りて久しく消えぬを功にすわきて後宮などにはこの戯れ屢々  
 これあり犬猫を養ふこともこの時に至りて盛なり犬は古へより狩獵に用ひられきこ  
 の期に至りては犬を用ひて山に狩するを犬山といひまた燎火をもて獸を誘ふを照射  
 といへり猫は其嬌聲媚態を喜ばれ婦女の間にもてはやされぬ犬猫ともに人と同じき  
 名をつけ殊に猫には命婦などの位を付したることもあり中には犬猫の死を痛みてこ  
 れが爲めに法事を營むものもありきまた長保元年内裏の猫見を産みしに女院大臣よ  
 り各々産養ひあり宮女馬命婦を乳母と定めその乳を以てこれを養はる時人嘲りて未

だ禽獸の人乳を飲むことを聞かずといひあへりき。

浴養の爲め温泉に遊ぶこと當時また盛なり就中有名なるは紀伊國牟婁の湯攝津國有  
 馬の湯信濃國七久里の湯等なり鎌倉時代關東の榮ふるに至りては相摸の箱根伊豆の  
 修禪寺等の温泉また盛となりたりきまた攝津の海岸などにて潮湯しほゆを浴ぶることも行  
 はれて足利時代に至るまで絶えざりき。



## 第六期 源平時代

紀元一千七百十六年後白河天皇の保元元年より、  
一千八百四十五年安徳天皇の壽永四年に至る。

### 第一章 武人跋扈

#### 第一節 武士の發達

藤原氏擅權以來、京都と地方と全く事情を殊にし、月卿雲客治政に疎く民情を察せず、金殿玉樓に衾を暖かにして、詩歌管絃の遊びに明かし暮らせば、自ら實權は武人の手に渡り、王政の期去りて武家の世來り、政權の中心は京都より鎌倉に移れり。平安の朝は華奢の時代、鎌倉の世は質樸の時代なり、一は文人の政、一は武士の政にかゝる。地に東西の差あり、人に柔剛の異あり、寒暖の劇かに變ずる時、疾風起る、公家情弱の弊は積んで武人擅權の禍を醸し、武人權を得て互に勢を争ひ、こゝに源平大亂の時來つて、極樂宮殿の快樂今や修羅戰場の苦惱と變じぬ。夫れ堤の壞るゝも壞るゝ日に壞るゝにあらす。源平の大亂、豈一朝にして起らんや。數へ來れば既に承平、天慶に將門、純友の叛逆あり、長保、寛仁に西戎、刀伊の來寇あり、長元、永承に忠常、頼時の反あり、寛治、天仁に武衡、義親の亂あり、その他諸國豪族の騷亂指を俣ふるに暇あらす。さればこの期を源平時代と名づくるも、武士



の發達、兵器の變遷を述ぶるに至つてはなほ遙かに沂つて叙べざるべからず。朝廷が諸國の治政に意を用ひざるや久し、諸國に莊園の増加したるも亦久し、莊園愈々増加して朝廷の歲納愈々減省し、朝廷益々疲弊して諸國の豪族益々跋扈す。玉侯將相驕奢に耽りては國守もろの風を慕ひ、遙任となりて京に停まりぬ。されば諸國には武人恣まに兵を弄して強は弱を倒し、關東、西國すべて豪族割據の場となりぬ。もろくの豪族何れはあるが中にも源平の二氏その族最も多くして勢亦強し。源氏は嵯峨源氏、清和源氏、村上源氏等繁榮せるが中に、清和の皇孫經基に源氏を賜はりしより滿仲、賴光、賴信、賴義、義家等相襲きて、これを源氏の宗家とし、平氏は桓武の皇孫高望王始めて平朝臣たり。其裔數世下りて忠盛に至る、これを平氏の宗家とす。九重雲深きところ繁榮を極めたりし藤原氏も武人の力に頼らずは下に威を布き難しとや思ひけん、源氏を養ひて股肱となしぬ。たとへば道長が賴光、賴信兄弟を心腹としたるが如く、その攝籙に上りたるも武將の力ならずとは言ひ難し。かくて源平の族勢漸くに強く、入つては京師に宿衛し、出でては國守に歴任し、香腹の地を占領し、兵馬の權を握れり。源經基は武藏守となり、賴信父子は下總を擊ち、賴義は相摸守となり、また其子義家と共に陸奥を征して、みな威信を東國に布き、源氏の族これより根を固めて幕府創立の基を開きぬ。賴光の一族は攝津、多田に居りて多田源氏といひ、弟賴親、大和守となりて子孫大和源氏を起す。嵯峨源氏の後、攝津の渡邊に居るものは渡邊氏となり、肥前に居るものは松浦黨となり、宇多源氏の近江

に居るものは佐々木となる。義家の子義國は上野にありて新田、足利兩氏の祖となり、弟義光、長子義業は常陸に佐竹氏を開き、二子義清は逸見、武田を冒して甲斐源氏、信濃源氏の二流これより出づ。平氏は平貞盛が將門を討ちてより子孫、代々常陸大掾となり、大掾氏を冒す。貞盛の子維衡の裔の伊勢に居るものは伊勢平氏となり、弟繁盛、維茂は奥羽信越にありて城、仁科、岩城諸氏を稱したり。平良文は武藏より起りて子孫、相摸兩總に蔓衍し、また平將門の邑を襲領して相馬氏を稱す。上總介、千葉介、三浦介、土肥、秩父、大庭、梶原、長尾を坂東八平氏といひて大抵其裔なり。藤原秀郷の裔は下野の佐野に居り、下總奥羽を掠奪して佐藤氏を稱したり。

これ等を始めとして諸國に割據するもの甚だ多く、弱の肉は強の食となりて小族の淘汰せらるゝも展々なりと雖ども、子孫繼續には財産分配の制を襲ぐを以て、一族の増加も亦夥だし。而して隣國相闘々とき已を強くし、敵を拒がんが爲めに同族の黨を結び、團結をなすあり、たとへば武藏の七黨といふが如し、七黨とは丹治、私市、私の黨、兒玉、猪股、西野、横山村、上是なり。單獨孤立なるものは勢微弱なるを以て斯く結黨を爲すが中に、驍勇の聞えあるもの、または一門の宗家を仰がるゝものは、旗頭となりて一黨を指揮し、黨中の諸家は各々郎黨家來を有す。斯くて豪族の割據といひ、弓馬の家世襲といひ、これが爲めに大寶軍團の制大いに變更して鎌倉時代武家の制漸く形を成したり。

始めは源氏の勢甚だ盛なりしが、白河法皇院宣の世に義家の長子義親、弟義綱、朝命に叛



いて誅殺せられ、少しく積威を削がれたる時、伊勢平氏に平正盛あり、其子忠盛驍勇にして法皇に昵近し、昇殿を聽るされて始めて院の執權となる。其子清盛才器父に勝れ、平氏こゝに至つて盛なり。源氏はやゝ疎んせられたりと雖も、數十年來の門地は俄かに衰ふる者にあらず、義親の子爲義、忠盛と共に宿衛の將となり、郎黨旗下の士甚だ多し。藤原氏は官位最も高しと雖も、實力を失ひて高閣に手を束ぬるのみ。源平二氏は地位卑けれども、先祖を尋ぬれば俱に皇胤より出で、共に京師鎮護の大將となりて武人を養ひ、實權を握りて相下らず。兩雄は列ひ立ち難し、鹿は誰が手に落つべきぞ、獵夫手に唾して餌を争はんとせり。

### 第二節 源平の紛争

時に保元元年、崇徳上皇白河殿に入つて諸國の兵を招き集めらる。禁裏には美福門院得子、藤原忠通等相謀り、天皇を擁して四方の武士を召さる。源爲義、同爲朝、平忠正は白河殿に赴き、源義朝、同頼政、平清盛は禁裏に參じ、保元の亂こゝに起りぬ。そもくこの戰の起りを原ぬるに、崇徳の皇子重仁親王と後白河天皇との天位の争に兆して、藤原忠通、頼長兄弟の權勢の争これを援け、終には源平兩家の兵馬の争に及びぬ。名は九重雲深きところより起りて、實は武家兵力の争なり。爲義等軍敗れて誅せられ、頼長は矢に中りて落じ、崇徳上皇は讃岐に流竄あり、かくて一亂こゝに果てたれども、源家に義朝あり、平氏に清盛あり、二人相執つて下らず、その軋轢を如何にせん。

後白河上皇、二條天皇と相善からず、時に藤原信賴延にありて意を得ず、上皇に寵せられたるを幸に、これを勝ひて兵を擧ぐ、時に平治元年にして、保元の役を隔つること僅かに二年、この兵亂始めは兩皇の不和に基し、信賴の陰謀に長じ、實力の争はまた源平兩氏の手に落ちぬ。源義朝は信賴に黨して、平清盛と兵を交へしが、一敗地に塗れて、あはれ源氏の運もこれまでと見えぬ。頼政の一門のみ残りて、宿衛の職にあれども、微々として勢なく、平家の族獨り榮え、清盛は累進して太政大臣に至れり、勢是に於てか一變、武人尊榮を廟堂の上に輝かすに至り、藤原氏はあつてなきが如し。

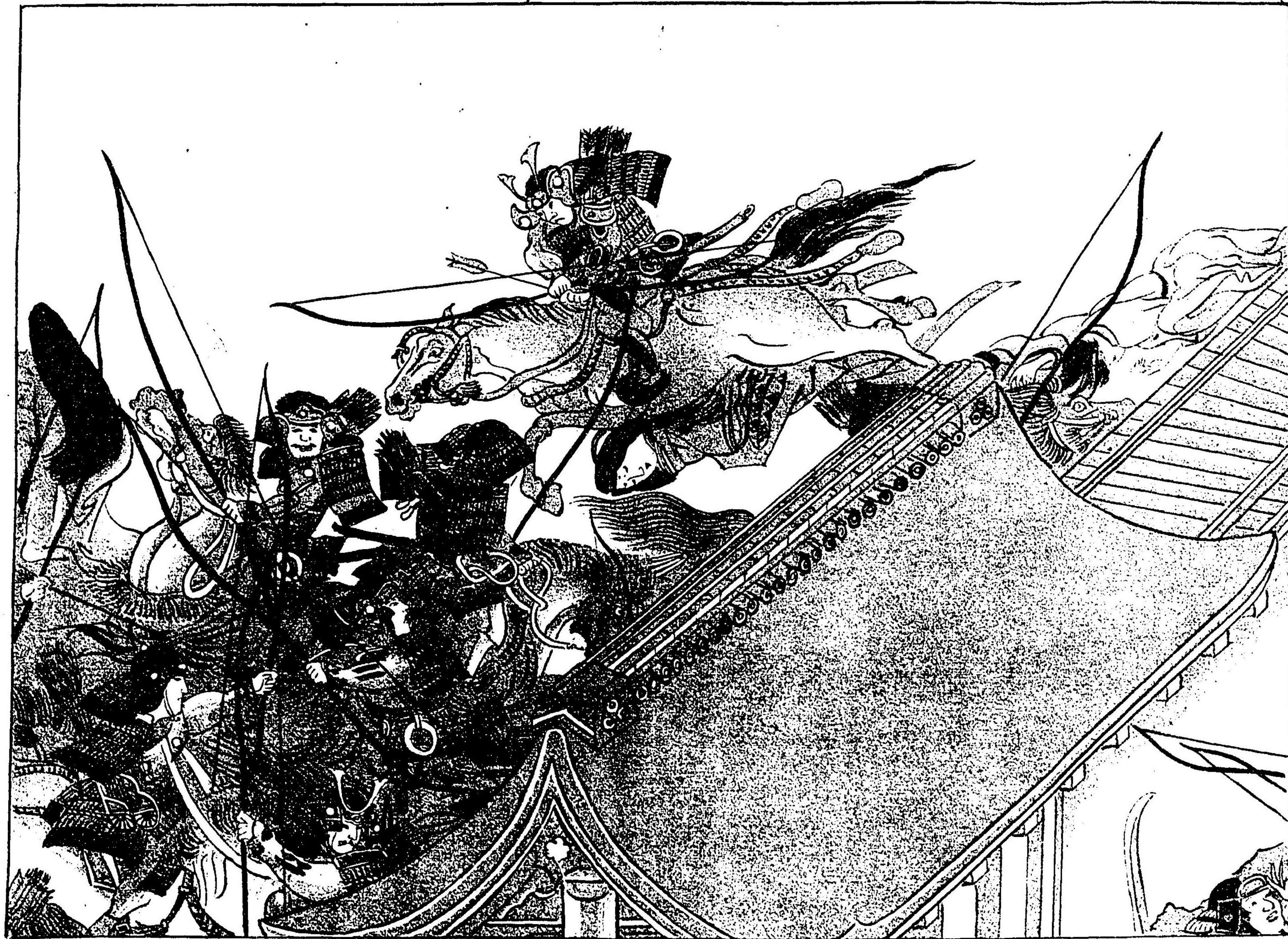
清盛廢を六波羅に設く、これ武家が六波羅を裁斷所とする始めなり。清盛、性果斷勇決、我意のままに行ひて、聊かも顧慮するところなし。千有餘年わが國は上に聖明の天子あり、一姓連綿として至尊至貴犯すべからず、その下に攝政以下門閥の家ありて、人皆崇敬せり。しかるを清盛恣まに朝臣を黜陟し、輕きはその職を奪ひ、莊園を掠め、或は殺戮する者あり、朝野これを怨憎す。況して至尊を幽閉するに至りては、上下の民何とかなふべき。また神佛二教のわが人心に浸みたるや久し、神社には伊勢を始めして諸社、寺院には延慶興福等の諸寺、萬人の崇敬するところなり。清盛もまた嚴島神を信じたれども、當時文弱の人々の如く、宗教的感信の爲めに左右せらるゝものにあらず、理政に妨げあるものはこれを壓して顧みず。伊勢の神領に課税し、また佛寺の怨をも重ならしめたるが上に、遂に興福、東大二寺は平重衡の爲めに焚かれぬ。斯く平氏は當時一般人民の信仰に叛きて



罪を佛教に得たれば、惡逆の積むところ、その滅亡は久しからじと予人皆思ひける。諸國にはまた平氏の家人、勢を恃んで、壓制を極めたれば、機に乗じて奮起せんとするもの多かりき。されば藤原成親、源行綱等の平家覆滅を謀るあり。源賴政の以仁王を奉じて旗を擧ぐるあり。皆事ならずして、殫れたりと雖も、以仁王の遺旨は永く滅びず。諸國の源氏及び平氏さへ、遽起して清盛の一族を倒さんとするもの多かりき。伊豆には義朝の子源賴朝、北條、三浦、土肥、佐々木等の諸族を率ゐて起り、賴朝の弟範賴、義經これに應じ、信濃にはその従弟義仲起る。東國是に於て大いに風動じ、清盛遂に憤懣のうちに病歿したりき。清盛の專權より既に廿餘年、都會の風の人を軟化するは實に驚くべく、平氏も今はさきの平氏にあらず。しかるに源氏は賴朝といひ、義仲といひ、皆幽僻の地に長じて、歌詠管絃の道にこそ疎けれ、武術を練りに練りて、會稽の耻を雪がんと企てぬ。これに附屬する將卒も東國横野の民にして、文筆に疎きも、刀劍を弄しては向ふに敵なし。平家もさすがに武士の家なれば、藤原氏の如く、武技に疎きにはあらねど、京師風流の族と關東剛勇の士との戦ひなれば、勝敗の數は言はずして明らかなるべし。加ふるに才器に富みたる清盛、亮じて後、平氏の諸將は概ね富貴に長じ、華奢に馴れたる暗愚の人のみ、義仲のために京師を追はれ、西國に黨類多きを頼みて、西海に浮びしも、義經の爲めに追躡せられ、あはれ廿餘年の榮花を夢として、果敢なき夢は、壇浦に寄する水沫と消むにけり。

源賴朝平氏に次いで覇權を握り、六十六國惣追捕使となり、征夷大將軍に任せらる。治才





源平時代合戰



に長けたる頼朝いかで前車の獲れるを鑑みざるべき務めて買索に従ひ、騎者を擧げた敬神崇佛を以て上下の心を繋ぎ、以て幕政の根柢を固めんことを企てたりき。

## 第二章 貴賤高下の紊亂

大寶軍團の制廢れて弓馬の家起り、田租の法壞れて莊園の増すに従ひて、社會の組織に一大變遷を來たせり、武士の郎従、家人を養ふに至りたることは是なり、大化以來の制によれば、普天の下率土の濱、何れか王地にあらざる、この國に住んで其粟を食むものは、みな天子の子とし見たまふところなり、然るに諸國に豪族割據して莊園を占有せし以來、租税を朝廷に納めずして、また徃々王命に従はず、郎従、家臣は唯其主に忠を盡くして至尊の上に在るを餘るゝに至れり、郎従とは武士の家に仕へて常に主人の指揮に従ひ、其報として地を得て食邑となす者なり、公卿も從來資人、僚仗隨身などを使役したれども、これは朝廷より給せられしものにして、武家の郎従の如く生殺の權たゞ主人の意に任ずるものと大いに異なり、郎従には新舊さまざまあるがなかに、累代主家の旗下に屬したるを家人といふ、家人の稱は大寶の頃より既にありきと雖も、古の家人は奴婢と列する賤民にして、其民と齒する能はぬものなりき、今いふ家人はこれと異にして、いふまでもなく、其民に屬す、これ即ち累代恩顧の郎従にして、主人も特にこれを頼み思へば、家人は擢んで、忠節を勵めり、後世に至りてこれを譜代の被官、または單に譜代とのみいふ、本



主より放與せらるゝに非ざれば他人に附屬するを得ず、罪犯の處分、生命の與奪ともに主人の權内にあり、斯くて諸國の武士、上には主人あり、下には郎從、家人あり、郎從、家人の力あるものは、またその下に郎從、家人を養へり。主家と郎從、家人との關係斯くなりたるは、社會組織の上の一大變遷といふべけれど、未だこれを以て貴賤高下の紊亂といふべからず、貴賤高下の紊れたるは源平戰亂の時に於て見るべし、まづこの時に大權の王侯の手より移りて、從來賤み疎んせられたる武士の手に渡りたるは、冠履位を易へたるものにあらずや、これを始めとして、兵役のあいだ、武人權を擅らにして、數百年來打續きたる名家を一朝にして流竄するあり、幽僻の地に住める人を武功によりて高位高官に上ぐるあり、貴賤の區別混淆したること未だ曾て見ざるところなりき。

古より官戸、隲戸、家人、公私の奴婢と稱するものありてこれを賤民とし、良民と齒する能はざりしが、この頃に至りては良賤の區別混亂して遂に賣買苦役せらるゝ、賤民の名は失せ果てぬ、されど尙ほ作業の賤劣なるが爲めに良民のこれに交はり、またこれと婚嫁するものなきによりて自ら一種の賤民となりたるものあるは、また此時よりのことに、長吏、穢多、非人、山番、乞食の類すなはち是なり、長吏は王政の盛なりし頃、慈田院に孤兒病人を療養し、世亂れて其資給の絶ゆるに及びても、なほ貧民病者の群集するところ、此院のみならず諸國にもありて、その長たるものを長吏といへり、穢多是餌取の義にして

獸類の皮を剥ぎ肉を斷つ屠兒をいふ、古來轉地より歸化せるものに皮革を作ることを職とするもの多く、其子孫の業の賤しく穢れたるが爲めに終にこの名を負へり、非人は良民にあらざる賤人の義にて、後には罪人を送致し刑屍を埋葬するなどの賤業を營む者の名となれり、山番は隲戸或は公私の奴婢の子孫にして、代々山林田野を看守し、後世に到るまで良民たる能はざる者なり、乞兒は傍居の義にて又毒人ともいひ、路傍に坐して行人に物を乞ひ、或は門前に立ちて賣詞をのべ物を乞ふ者なり、その中素より賤民なるものあり、良民の窮して斯かる賤業をなすもありて古へとは異なり、その他河原者、大神人などいふものもありき。

貴賤高下の區別の壞れたると共に、名分の紊れたること亦甚だし、今名分の紛亂を述ぶるに先だち、古來人名の變遷につき一言せん。

太古より人に名を付くるは分婉の當時に起りたる祥瑞、または生兒の容貌舉動によりてせり、うれより寧樂平安時代に至るまで、人名には鳥獸蟲魚さては人倫の稱等を名とすること行はる、たとへば獸類を名とせるには佐伯伊多智(駒鼠)、柿本狹若麻績部羊あり、禽鳥を名とせるには大伴良鳥、丈部鳥あり、魚類の名を用ふるものは甚だ多くして石上勝雄(松魚)、物部入鹿(鯉鱈)、大伴鯨、物部鮪、鹽屋鱒(魚)、紀鮪麻呂、凡直黑鯛あり、蟲介には粟田飯虫、阿部糠虫、物部龍あり、草木には紀作良櫻、丈部稻麻呂あり、人倫の名には氷連老、紀臣大人、藤原部等母友(麻呂)、額田部甥、文室古能可美兄あり、職業を名とせるには巨勢馬飼、大伴



牛養、藤原鷹養あり、漢學佛教の盛なるに及びては、ろれに因みたる名を付くこと多し。たとへば衣縫造孔子、船連夫子、藤原伊尹、藤原諸葛といひ、また老子、子路を名としたるが如きは漢土の人名を用ひ、長谷部文選、伴宿禰中麻呂は書名をとり、また紀貫之、小野好古、平國香などは漢語の格言名句を撰びたるものなり。佛教によりたるには宮首阿彌陀、文忌寸釋迦あり、遙かに下りて平安の朝には兒童の名に地藏あり、遊女の名に小觀音佛あり、桓武天皇の朝、淡海三船をして歷代の證號を撰ばしめ、漢字の宜しきものを用ひたまひしことありしが、その頃より諸人も亦漢土の好文字を撰びて名を命ずること多く、また彼國に倣ひて字あざなをつくることも展々行はれたり。父祖の名の一字をとりて子孫に名づくることは延喜天曆の頃より見えたり。

古よりこの時代を通じ遙か後世に至るまでも、王侯貴人を呼ぶには、直ちに其名を呼ぶを憚りて其住所若くは官職の名によりて北白川殿、後京極殿などを稱し、或は單に殿または大臣わきなどいふを常とせり。君といふは男女に限らず人に對する美稱なり。男子を真人といひ、一家を尊とる婦人を刀自といふも亦美稱なり。平安の朝、人を呼ぶに名の下にこそ或はくその二字をつけてこれを美稱としたり。自ら呼ぶには男女ともに麻呂まろといひたり。

源平兵亂の前後より名分大に紊れ、官職の名を私人の名として疑はず、源太夫、平内、權左衛門、藤兵衛といひ、何職、何作といふなど、武家の世となりてよりは、常人の名なにして人を

これを怪むものなし。されどその起りを原ぬるにみな王朝の官名にして、源太夫は源氏の五位以上にあるものをいひ、平内は平氏の内舍人をいひ、權左衛門は權に左衛門となりたるもの、藤兵衛は藤氏の兵衛の官にあるもの、藏人を畧して藏といひ、修理の唐名匠作より作の名は來りしものにて、共にこれ等の官にあらざるものは稱する能はざりしを、争亂紛々の世となりてよりは、實なくて名を誣いつはりひ、恣あまに斯くの如き名を命ずるに至れり。金王、箱王などいふ王の字は、もと王孫に付けたる名なりしを、この頃に至りては諸臣の小兒にも意に任して付け、破禪師、假粧、坂少將など、卑賤なる遊女にして僧綱、武官の名を冒すものも多かりき。また暴戾不倫なるものは當時の人これに惡の一字を附し、自他ともにこれを通名として怪あやまざりき。たとへば惡左府、惡源太、惡七兵衛といふが如し。たとへに名分の紊れたるのみならず、人倫の道も源平紛亂の頃に至りては益々衰へ、徳義は殆ど地を掃ひてなしといふも可なり。三歳の天子に六歳の太子あり、一人の女にして二代の中宮となるあり、源義朝は刑場に父を誅し、平清盛は辱くも至尊を幽閉し奉つりぬ。父子刃を交ふるあれば、兄弟鏑を削るあり、社會の秩序壞亂したるを以て、従うて君に忠ならず、倫叙の教れ殆ど此時に極まれりとやいはん。されど猶ほ武士の重んずるところの忠義廉節の道あり、これを名けて武士道といふ。武士道に付きては請ふ次期に説くを待て。



## 第三章 京都の情況

承平、天慶以來、京師は盜賊横行し、また武士僧徒の掠奪も屢々なりしが、保元平治の頃に至りては火災盜難の多きはいふに及ばず、宮城さへ郁芳待賢等の諸門は馬蹄の泥に穢れ、左近右近の櫻橘は碧血に枝を染めて、深宮春闈なるところも風腥さければ、況して庶民の住む町々は思ひ遣るべし。清盛の活眼夙に見るところあり、兵庫の要港に據りて關原の別莊を構へたりしが、京師には累年騷擾絶へず、盜賊の橫奪、僧徒の暴行の煩に堪へざるを以て、一意に遷都を決し、公卿諸臣寺社の人々皆住みなれし都を離るゝを好まざるを強ひて、安徳天皇の初年に延暦以來繁華なる平安の京をふり棄て、福原に向ひぬ。世に仕ふ程の人、誰か一人故郷に残り居らん。官位に思ひをかけ、主君の蔭を頼むほどの人は、一日なりとも疾く轉らんと勵みあへり。時を失ひ世にあまされて期する所なき者は、愁ひながら留り居たり。軒を争ひし人の住居日を経つゝ、荒れ行く家は、毀れて淀川に浮び、地は目の前に島となる。人の心皆改まりて馬鞍をのみ重くす、牛車を用とする人なし。西南海の所領をのみ願ひ、東北國の庄園をば好まず。(方丈記)

また新京福原のさまを見るに、  
ろの地ほど狭くて條里を測るに足らず。北は山にそひて高く、南は海に近くて下れり。浪の音常に喧すしくして、潮風殊に烈しく、内裏は山の中なればかの木丸殿も斯くやと中々機かはりて優なる方も侍りき。日々に毀ちて川も堰きあへず、運び下す家は何處に作れるにかあらん。猶ほ空しき地は多く、作れる屋は少し。故郷は既に荒れて、新都は未だ成らず。ありとしある人皆浮雲の思をなせり。もとより此處に居たるものは地を失ひて愁ひ、今移り住む人は土木の煩ひあることを歎く。道の邊を見れば車に乗るべきは馬に乗り、衣冠布衣たるべきは直垂を着たり。都のてより忽ちに改まりて唯鄙ひたる武士に異ならず。(方丈記)

月卿雲客は新京の月に心を痛めて舊都の花を戀ひ、感懐に堪へ難く、私かに平安に歸りて見るもあり。後徳大寺實定の今様に

古き都を來て見れば 淺茅原とす成りにける

月の光は隈なくて 秋風のみ予身には浸ひ

と歌へるもしるく、山城の都はたゞ荒れにあれ行きて、殘れる家々は門前草深くして庭上露繁し。されど平家の一族さへ今を不便として古を慕ふ心は變らず。居ること數月ならずして復た京師に歸りぬ。鎌倉幕府一統以來、争亂は絶えたれども大勢既に東遷せしを以て、平安の都はまた藤原氏全盛の世の帝都にあらず。公卿たゞ和歌管絃を業とし、儀式位階のことを司とりて門閥の家を世々に繼ぐのみ。

## 第四章 兵器及び戰爭



紀元以來内寇外患なきにあらず、韓地は神功皇后の親征を始め、欽明天皇も其征服に力を盡くしたまひき、蝦夷に關しては、延暦年間坂上田村麿の征伐の類また少からず、或は南陸の侵寇あり、或は肅慎の討伐あり、内亂には壬申の役、天慶の反、前九、後三の役を始めとして小亂の起れるも屢々なりき、戰國には武具を選擇せずばあるべからず、戰勝は一は武人の勇氣膽力によるべしと雖も、亦大いに武具の銳鈍に關せり、我國の人は由來勇猛剛膽にして武器の使用に練熟し、屢々外人をして驚歎懾服せしめたり、其武器には他人を撃つに弓矢、刀劍の類あり、己を護るに甲冑、母呂楯の類あり、今序を追うてこれを説明せん。

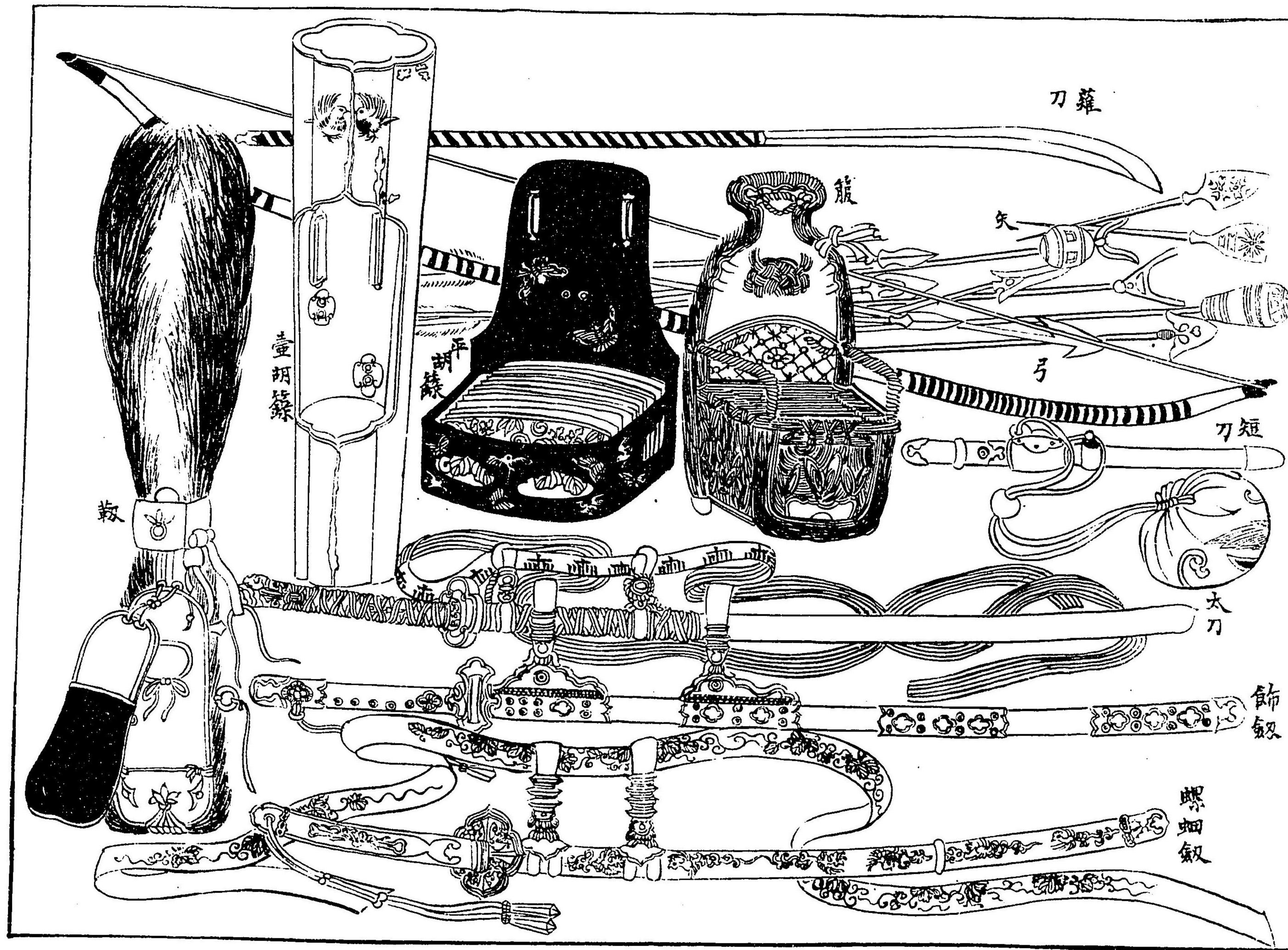
弓矢は古より狩獵戰爭ともに用ひられたり、獵具としては措いて論せず、兵器としては武事にたづさはる者専らこれを用ひぬ、武家をば弓馬の家と稱し、武士を弓矢とる身または弓取といひ、左の手を弓手と名づくるにても、古來弓矢の重んぜられたるを知るべし、この製弓は六七尺より長きは八尺に及ぶ、強きものはこれを撓めて弦を懸くるに一人の力にて張ること能はず、或は三人張、五人張より十人張の強きに至る、矢は十一、二束より十六、七束の長きに及ぶ、これを今の尺とせば三尺より四尺を越ゆべし、束とは手にて握りたる長さなり、此弓を以て此矢を射ることなれば、空を切つて飛ぶこと電光の如く、鎧の二三領をも突き通し、また船の腹、家の戸をも貫くべし、斯くの如く弓矢の製の長くして強きこと、何れの國にかこれに及ぶ者あるべき、實に萬國無比にして我國人の屬





(源平時代の武將) 源平時代の高寺宇校藏幅





(一其) 源平時代の兵器



氣これにて量りつべし。弓は始めは白木のまゝにて製したるが、後には漆を以てこれを塗るに至れり。或は竹木を合せて作りたるものあり、これを眞筈、繼木の弓といふ。更に弓を強くせんが爲めに糸を以て裏み、また藤を以て巻くあり、藤を巻くに種々の製ありて、漆籐、雷籐、塗籠籐、二所籐、三所籐等の名あり。矢は飛行の輕捷ならんが爲めに鳥羽三葉を附く、其羽は鷲を以て最良として、これを眞鳥羽ともいふ、その他鶴、雉の尾、鶴、鴉、鴉の羽等をも用ふ。或はこれ等を染め彩をもあり。矢筈には文字を彫り付け、烙印を捺して敵に射手の名を知らしむる爲めにする。こと多し。矢鏃は、雉の如く突き貫くべき鋒、矢あれば、又形をなして割り廻すへき雁股あり、鳴鏑なうりを付くるは空を切つて聲あらんが爲めにして、二三より八九までの鏃を穿ちたり、鏃目は概ね儀式に供するものにして、敵を射るべきものにあらず。矢を藏めてこれを擔ふには箠あり、箠は古へは、やなやひ胡籐といひしが、平安時代の末より、えびらとと呼ぶに至れり。これに挟む矢の数は十六本より二十四本、多きは三十六本に至る。箠にては矢の過半は外に露はる、其全部を藏し入るゝものは羽壺空穂あり、狩獵にも戦争にも用ふ。もとは狩獵の時、荆棘の間に別け入りて羽の損ねざらんが爲めに作りたるものなりといひ、或は矢の數を敵に知らせしとて造りたるなりともいふ。朝もまた矢を藏むる器なり。射る時手を傷けざらんが爲めに作りたる手袋を鞆たがといふ。腰には大刀に添へて弦巻弦袋を下ぐ、これ弓弦の料にして従來の弦の切れたらん時取り出で、用ひんが爲めなり。



弩は古へより用ひ來れる兵器なり。大小の二種ありてその小なるを手弩といふ。邊要には弩師の設けありて外寇に備ふ。東奥、鎮西の弩取の勁なるには蝦夷、外夷常に辟易せり。仁明天皇の世、島木史真機弩を製す。左右に旋轉し四面に發す。恰も神の如しといへり。清和陽成兩帝の朝には外賊の窺ふところなるを以て北陸及び佐渡、隱岐の二島にも弩師を置かれたり。その後兵士漸く操練に倦み、寛平、延喜の頃に至りては機弦を用ふる法をも忘れて、弩の制遂に廢れぬ。前九、後三の役及び源平の戦に弩を張りて敵を防ぎたるものあれども普く行はれたるにはあらず。後世に至りては全く其傳を失ひて見る所なし。また火箭を用ひて敵城を燒くことあり。抛石は石弓または旗いしなといひ、機械を設け石を抛ちて敵を撃つものなり。推古天皇の頃より寧樂時代を經、源平時代に至りても往々これを用ひたり。手を以て石を飛ばすは印地といふ。巧みなる者は屢々これを戦陣に用ひたり。傳へいふ、源爲朝の部下に喜平次といふ者あり、善く磔を飛ばす、飛ばせば中らざるはなし。世に其技を賛して八町磔と呼べり。

鎌きものは矢を以て射るべく、近きは刀劍を以て撃つべし。刀劍は敵を撃ち、また己を護るために、弓矢と相並びて最も重んぜられたる武器なり。其製造かに支那三韓に越え、鋒刃の銳利なること外人の常に垂涎するところなり。武士たるものは妙工を求めて、長刀を得んことを務む。源氏は弓馬の家、の統領として重代相傳の名刀、少ながらず、鬚切、膝丸は滿仲の作りたるもの、小鳥は爲義の作りたるものなり。平氏には小鳥、坂丸の寶刀あり。

刀劍の制、古へは兩刃の刀と片刃と並ひ行はれたりしが、其用切るを旨として兩刃の要少なかりしかば、何時しか片刃のみ用ひらるゝに至れり。軍陣に携ふる者には通常大小二刀あり。大刀は二尺五六寸より三尺五六寸に及ぶ者あり、或は遙かに長くして四尺を越ゆるものもありしが、未だ足利氏の世の如く力量に誇つて大太刀を用ふるものはあらず。畠山重忠が太刀は幅四寸、長さ三尺四寸なるを、だに此頃は殊に勝れたるものといひたり。小刀は大刀に添へて腰にさすものにして、帶副、脇差、または脇刀といひ、甚だ短くして柄とともに入九寸ばかりなるを常とす。敵と組まむときに、鎧の透間を刺し徹すに便りあればこれを鎧通しともいひ、また右の脇にも差せば馬手差ともいひ、男子は素より女子に至るまで、戦時のみならず平常にも身に添へて護身の具とすれば、護刀ともいふ。護刀には髪搔かき并なみを附く。大刀には鐔あり、また尻鞆を覆ふことあり。尻鞆は奈良朝より既にありて、後世に至るまで行はる。始めは行旅若くは征戰の時、鞆を護せんが爲めのものなりしが、終には裝飾となれるにや。雑兵は之を用ひず。將士以上の具なり。虎皮、豹皮の尻鞆最も貴重せられて大將軍ならでは用ふる能はず。その他は熊鹿などの皮を用ひたり。大刀には鐔、柄鞆の形狀裝飾に従うて種々の名稱あり。練鍔、ひく鞆、丸鞆、足白、金覆輪、長覆輪、兵庫鍔、鳥頭かぶ、殿ものづくり、鷲作等の如し。朝儀禮式に用ふるには、鋒刃の利鈍を問はずして形貌の燦爛たるを主とし、位階によりてその裝飾を異にせり。傍劍、螺鈿劍、詩繪劍、野劍、黒漆劍などいふは概ね儀仗に用ふるものにして、その刃は木刀、或は鈍刀なるも多



かりき。孝徳天皇以前は刀劍の類を私家に貯へて常に身に添へしに、大化の改革より後は、京師宮衛の士邊要軍團の兵にあらざれば漫りに帯刀をなすを得ず。持統天皇の時に至りて進位以上は太刀一口を豫め備ふることを許されたり。されどその後も位官高きもの及び兵士の外は容易く帯刀を許されず。天慶承平の頃より諸國に爭亂多かりしかば、請ひによりて帯劍を許さるゝ者多く、また救免なきも恣まに刀劍はいふに及びす種々の武器を備ふる者夥しきに至れり。大寶の制、私家には鼓鉦、弩、稍、具裝、大小角及び軍幡を備ふることを得ざる定めなりしも、世亂れて豪族割據し朝令の普く行はれざるに及んで、いかでこの法を墨守せるものあらんや。

刀劍の柄を長くしたるものには長刀、薙刀あり。鎗の名はこの時未だなしといへども、太古より矛あり、この時代にも屢々手矛といふものを用ひたるが、これ後世の鎗なり。その他、鉞、鎌、ちぎりき、さいぼうなどいふものも往々用ひられたり。

弓矢刀劍以て敵を討ち、甲冑、幌楯以て身を護る。甲冑は上古にかわらざりといへり、奈良時代に至りては短甲、挂甲あり、短甲には冑行履、覆臂あり、挂甲にはなし。天平寶字六年、綿襖冑、綿甲冑を造らしめらるゝ、其製明らかならずと雖も、按ずるに綿襖冑は鎧の甲板の形を總入れたる襖の表に書き、綿甲冑はまことの甲板を襖の表に綴り付けしものなるべきか。寶龜十一年従來の鐵冑は鎧磨し易し、革の輕便にしてしかも堅牢なるに如かずとて、甲冑はすべて革を以て作らしめる。その後鐵甲も並ひ用ひられたりと雖も、革製の便

利なるに歴せられて次第に廢れ、前九、後三の役、源平の戦の頃には大概革を以て甲冑を作られたりき。

孝徳天皇の頃より萬事唐風を學び甲冑も彼國に倣うて作られたり、蓋し短甲、挂甲、及び綿襖冑、綿甲冑も唐様を模したるものならん、抑も甲冑はるの始め戰陣の用に充てんが爲めに作り出でたるものながら、護衛の爲め、また裝飾の爲めに自ら宮中の儀式及び直衛にも用ふることもなりぬ、されば戰陣に用ふるものと、朝儀に供するものとは、もと同様のものにして、敢て差別あるにあらず。寧樂時代の末までは儀仗と軍器と名は殊なれども、實は同じきものなりき。ざるを延曆以後、世の進歩するに従ひて二者漸々相分れ、儀仗には唐様の華麗なるを舊に依りて選用せり。近代に至るまで御即位などの禮に用ひらるゝ挂甲は即ち古の儀仗の制にして、後世俗人の被ふる鎧もその遺制なり。軍器はこれら裝飾のものと異にして、實用に供するものなれば、便に従ひて次第に改良を加へ、終に前九、後三の役、源平の戦の世の甲冑に變じて、古への唐様のものと大いにそのさまを異にするに至れり。今源平時代の前後に於ける甲冑を畧説せん。

甲鎧を「かわら」といひしは前に述べたるが如し、これを「よるひ」といふは延喜天曆の頃より既に然り、後には具足ともいへり、これ器具の具足したる謂なり、また物の具とも、着せ長ともいへり、頭に着るを冑といひ、鉢ありて頭を蓋ひ、額頂ありて頸を繞る、前には鉄形、若しくは鹿角などを立つ、鉄形は藤、軍草の葉を象せり、なほいへど信すべからず、

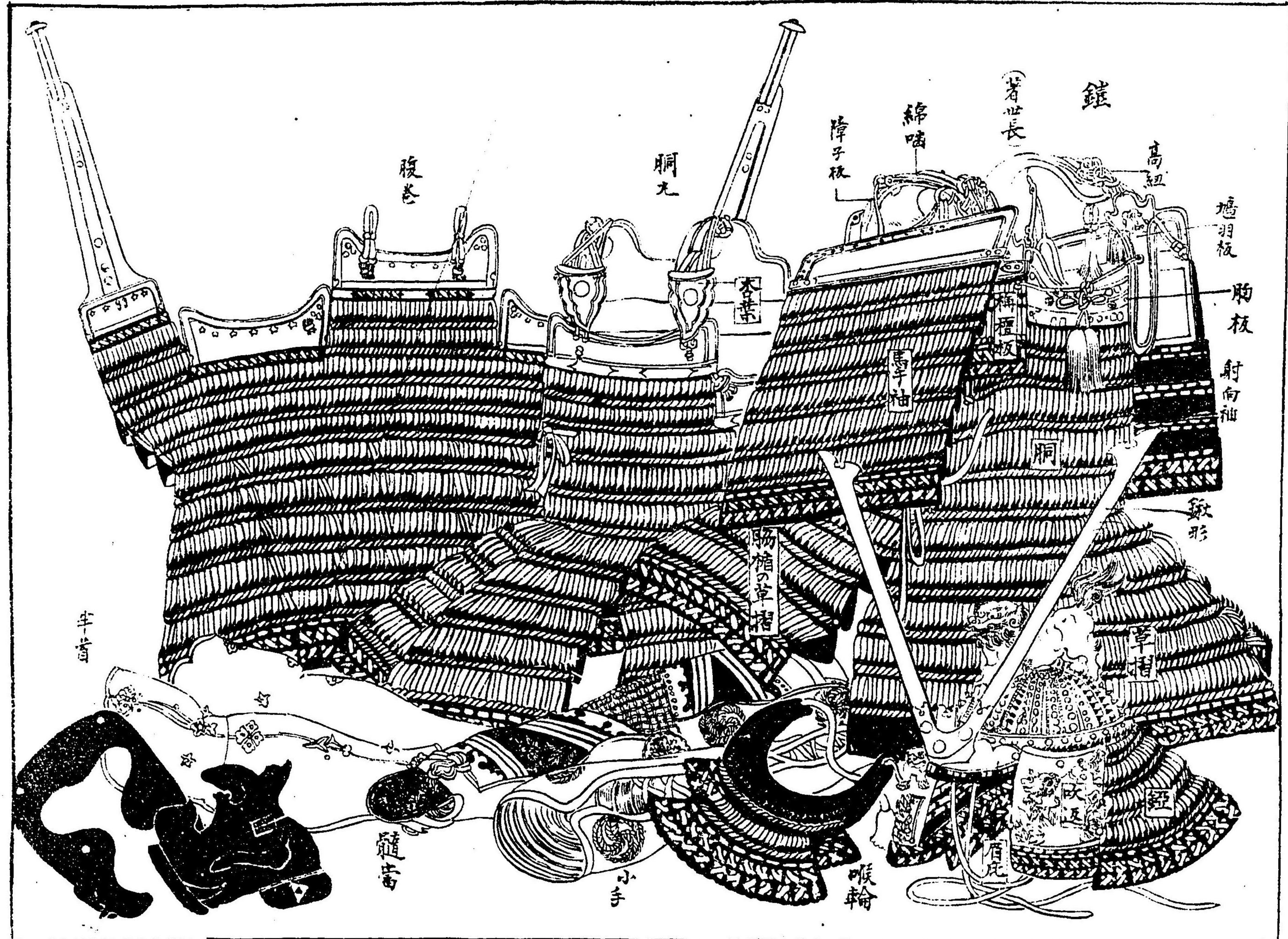


と母衣を支ふる要より起りて、後には裝飾となれるものなるべし。大將は鍬形の鬚枝の間に龍頭獅子等の金物を立つ。鐵鉢は胄の下に被る鉢なり。輕装には胄を略してこれのみを用ふることもあり。半首はなびらも鐵にて作り、胄の下に被て半ば頭を蓋ふものなり。頭を覆ふを面頬といふ。半頬、猿頬も面頬の類にして鼻より上はなし。

甲よろいは腹背及び左の脇を繞り蔽ふものを胴と名づく。左右の肩より垂れて腕を蓋ふを袖といひ、前後及び左の腰に垂るゝを草摺くさすりといふ。右の脇は胴の蓋ふことなければ、別に脇楯を作りて當つ、これにも草摺一枚を垂れたり。草摺は前後左右を合してすべて四枚とす。兩肩の當るところを綿嚙わたかみと稱し、これより條にて胴を約するを高紐たかねといふ。障子板は頸を傷けられんことを防ぎ、梅檀板は高紐を切られんことを防ぐ。梅檀板は頤の左右にありてその右なるは形袖の小なるもの、左なるは革若くは鐵にて作り上廣く下狭し、後世これを鳩尾の板と稱して、右のみを梅檀板といへり。

上に記したる鎧は大將上士の着するものなり。その他胴丸、腹巻、腹當あり、胴丸、箭丸は胴を圍める形圓くして竹の筒に似たれば名けたり。その鎧と異なる要點は、其胴右の脇にて全く合するを以て脇楯を用ふることなきことなり。また梅檀板に代ふるに杏葉を以てす。杏葉とは形杏樹の葉に似たれば此名あり。草摺は動作の便ならんがために八ツに割く。概ね歩兵從卒の用ふる所にして、裝飾鎧より少なし。腹巻はもと衣服の下に着たる鎧なればこの名あれど、また通常の鎧にも代用したり。其製前より左右に繞らして背に





(二其) 器兵の代時平源



て引き合す、袖はなきものなるを、別に鎧の袖を綴り付けて用ふることあり、腹當は前のみあり、僅かに左右の脇にかゝりて、それより綿嚙を出だし、草摺も前に一枚あるのみ、接するに腹巻を省略せしものなるべくして、雑兵の着するものなり、されど多くは行はれざりけらし。

冑の鎧、甲の胴袖、草摺等は稀には鐵を以て製したるもあれども、大抵は堅き革の小札を重ねて作れり、絲または細く織ちたる革もてこれを組み綴るを威すといふ、絲もて威せるを糸威といふ、革もてなせるを革威と稱す、其絲または革は種々の色に染めて華美を競へり、其色目は緋、威、紅、末濃、紫、末濃、小襖、卯花、澤瀉、逆澤瀉、品草、洗革、熏草、節繩目、大荒目、數目等ありて、一々枚舉するに暇あらず、また鐵を以て作りたるところは、染革にて包み、また處々に金物を打つ、されば上將の着するものは、裝飾に費用を惜まずして、彩光燦爛たり。

甲冑に伴うて手足を被ふものには、上肢には手蓋、小手を巻き、下肢には髓當を着け、また脛巾、脚絆を纏ふ、將士の足に穿つものを、つらぬきといふ、即ち毛沓なり、熊の皮にて作りたるを最上とし、また牛馬の皮をも用ふ、兵卒は草鞋、下々、半物草などを穿つ、下々は後世の草履にして、半物草は足蹠の半ばを蔽ふ草履なり。

當時の武士は、戰陣に臨み、甲冑を着する時も、猶ほ衣服の禮を紊さず、冑の下には烏帽子を被ふり、甲の下には直垂または水干を着し、指貫または大口を穿つ、烏帽子は烏羽天鳥



の頃より、堅く紙を張りたるもの多く行はれたれども、冑の下に堅きものを用ふる能はざるを以て、戰場には從來のまゝに柔らかなるものを用ひたり。こゝに於て烏帽子に二種の別ありて、平時には新製の塗烏帽子を用ひ、戦時には古來の委烏帽子を着たり。また冑の下に額に鉢巻をなすこと多し、これ一は髪を亂るゝを防ぎ、一は冑の頭に固着せんが爲めなり。直垂、水干はもと賤しきもの、服なりしを、動作に便なるを以て次第に流行し、殊に戦争には舉止の輕捷を要するを以て、將士の間には普く行はれたるが中にも、直垂は別けて便利なりしを以て、水干よりも多く用ひられたり。但し戦時に服するものは、鍔直垂と稱し甚だ華美なるものにて、平時の絹布を以て製したるは未だ人目を驚かし、勇威を輝かすに足らずとし、錦を用ふるならひなり。錦には紺地、黒地など種々あるが中にも殊に赤色を重んじ、大將にあらざれば赤地の錦の直垂を着ること能はざりき。直垂水干とも袖の長きは動作に不便なるを以て、括り緒を以て袖口を締め、袴も切りて通常のものよりも短くし、裾に括り緒を貫きたり。

當時の人は斯くの如く甲冑の下にも直垂袴を着して重しとせざりき。加之甲冑も一領を以て身を護るに足れりとせず、冑には三枚冑、五枚冑あり、こは重ねたる鍔の數をいふ。甲もまた二三領を重ね着し、鍔の下に腹巻を着籠むるものも少なからざりき。母衣は貞觀の頃より既にありて甲冑の用を助けしが、源平時代に墮りて多く行はれたる。當時の製を考ふるに、布類の薄く柔らかなるものを以て作り、形、包袱の如くなるを背

に負ひて戰場に臨み、城攻めまた川を渡りて進む時など、飛箭を防がんが爲めに頭より引き被れば、柔よく剛を制することわりにて、矢の勢、布の爲めに弱りて落ち散るとなり。その他、飛箭を防ぐには楯あり、楯は板を以て作り、革にてこれを包む、手に携へて進退するを歩楯といひ、地上に列ぶるを楯楯といへり。

その頃原野の開墾せられざるところ少からず、殊に東北には茫々たる草茅の地多かりしかば、馬を放ち飼ふこと大に行はれ、少しく人の頭に立つ武士は、概ね馬に乗りて戰場を馳驅せり。馬具は始め唐製に倣ひて作れるもの多く、後世猶ほ其風を守れる鞍を唐鞍といひ、國人の創意したるを倭鞍といへり。鞍は座の義にして即ち馬上の座なり。其前橋を前輪といひ、後橋を後輪といひ、中間の板を由木といふ。平安朝奢侈の世には、貴公子の費用を厭はずして盛飾せるもの多く、水精地、銀地、鏡地、梨子地の貝鞍、金具鞍などの類多かりき。馬の首は面懸、轡頭を以て絡み、胸には胸懸あり、後部は尻懸、鞍を以て約す。足を載するものを鍔といふ。始めは隋唐の制に従ひて輪環の状をなせしが、前九、後三の役の頃に至りては既に半杓形のものに變れり。これ足趾を傷けざらんが爲めなるべし。銜は馬口に銜まし、その左右の端に韁を着け、これを以て馬の進退左右を定む。馬具もまた甲冑に於けるが如く、華美を競ひ防護を旨として、重きを厭はず。馬鍔なるものさへありて馬跡を被ひたりき。

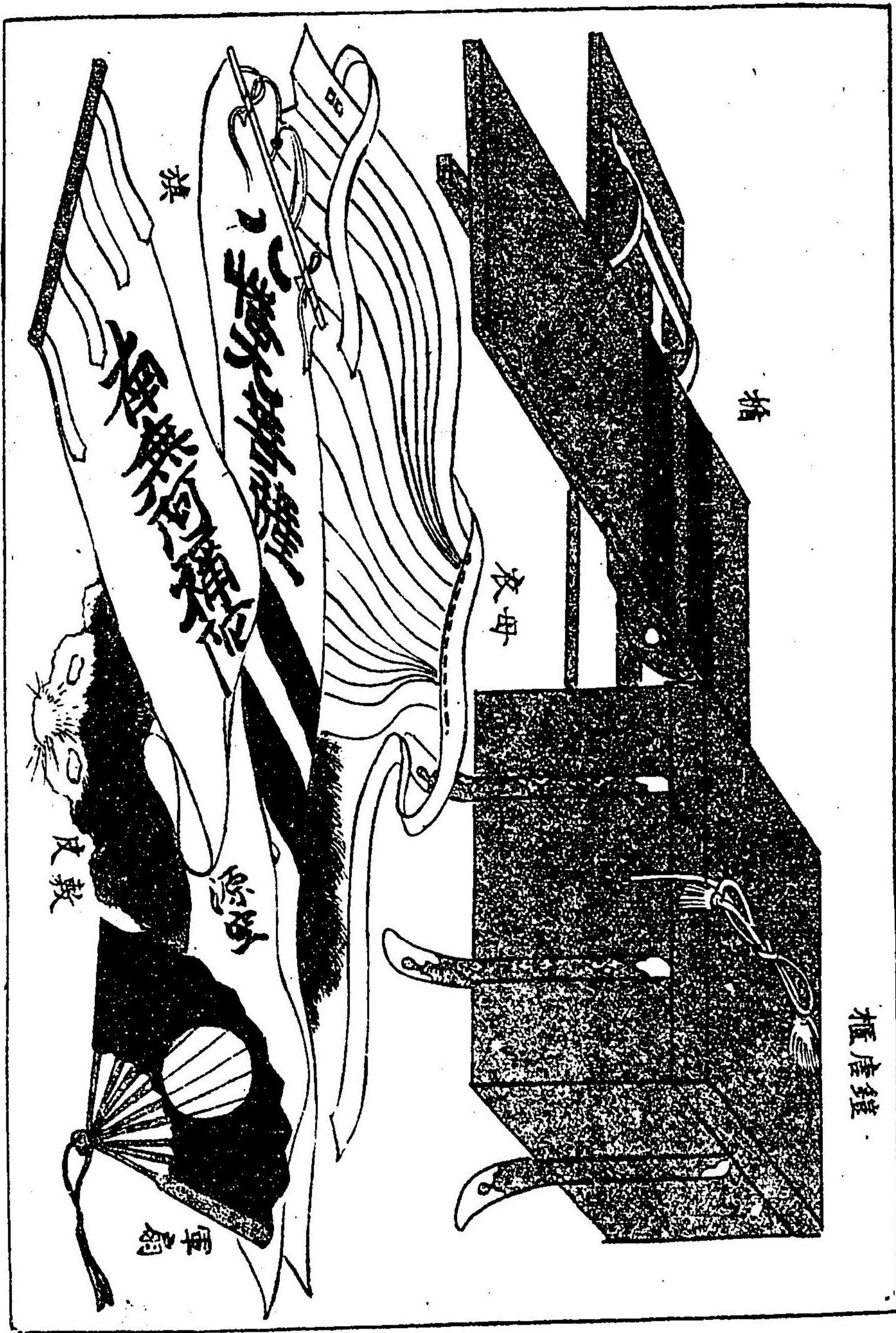
旗幟は儀式にも戦陣にも用ひらる。天皇即位の式などに用ふるには日像、月像、青龍



白虎、玄武、朱雀の旗及び龍、虎、鹿、熊を畫きたる幡等あり。軍旗には鳩を畫くこと多し。さるは鳩は源家の氏神なりと尊ばるゝ八幡大神の使者と信せられたればなり。當時旗幟の製を見るに、儀仗軍器ともすべて後世の流れ旗の風にして、長き布帛の翻々として風のまに／＼颯へるべきものなり。其下方は燕尾とて二つに割けたるを常とす。また軍用に腰小旗あり、後世の腰差の旗の如く自ら腰にさしたるものなるべし。笠標は布片を円まに、笠の袖に付くるものなり。

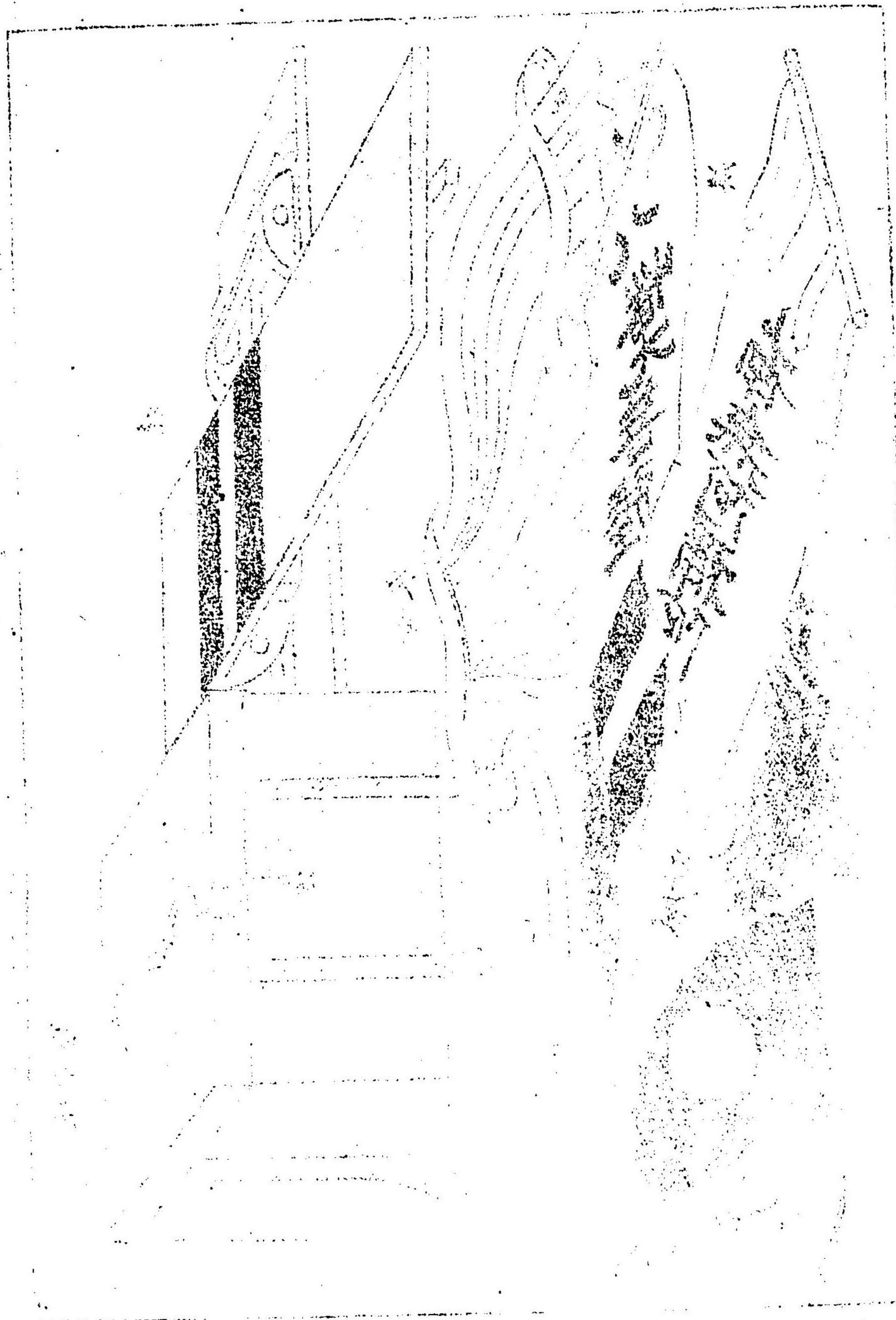
兵を指揮するに大將は扇を用ふ。軍扇は強きを要するを以て、其骨は概ね鐵にて作れり。書は日の丸など華美なる者を畫きたるもの多し。進退の合圖をなすべき金鼓の類には、大寶の頃は鼓、鉦、大角、小角あり、共に漢土より傳へたる者なるべし。鼓は皮鼓にして後世の大鼓にあたり、鉦は金鼓にして後世の銅鑼にあたる。大角、小角は近世の喇叭の類なるべく、外國には近世も用ふる軍器なれど、我國にては源平の頃既に廢れたり。當時専ら行はれたる者は法螺貝、大鼓及び銅鑼にして、後世に至るまで永くこれを軍中の要器とせり。

つらく源平時代戦争のさまを察するに、一軍といふも諸國の豪族が己れ／＼の従卒を率ゐたる小團隊の集合にして、これを統御する總大將の命も嚴しく諸將の間に行はれず、諸將は思ひ／＼の方向をとりて、往々總大將の指揮に背くことあり。實盛は中途に平軍を辭して歸り、源氏の軍には恣まに範願に従ひ、また義經に屬するものありき。かゝ



(三共) 源平時代の軍旗





れば軍律を守りて功を人に奪はれんよりは、法を破りても高名を得んに加かず、何れも先登を志さして、未だ進軍の合圖なきに拔懸けして分取、高名をなし、其功を録せられん時、一の筆に付けられんことを願へり。後世戦國の世に至るまで、軍陣にては一番に敵陣を衝くを非常の功とし、一番乗、一番鐘の譽は死を賭して武士の得んと欲するところなりき。

軍の首途には罪人囚虜の首を斬つて軍神を祭ることあり、これを血祭といふ。軍備既に整ひて兩軍相向へば、矢合せの式あり、関の聲を擧ぐることもあり、矢合せには多くは鎗矢を用ひ、これを以て合戦を始むる合圖とす。関の聲は大將のゑい／＼といふ發聲に従ひて一軍擧つてこれに應じてわうと叫ぶ。一軍関の聲を發すれば敵もこれに應ず、これを関を合すといふ。戦ひ勝てば勝関と稱してまた関の聲を擧ぐるなり。戦終りて後各々その獲たる首級分捕物を大將の檢閱に供ふ。大將はこれを賞檢し、功の優劣に従うて賞差あり。

城壁は未だ後世の如く堅牢なるものあらず、多くは險峻にして守り易く攻め難き地を相して柵を構ふ。柵は木を以て作る、或は二重或は三重にもこれを作り、道を細くし、出入の木戸の上には櫓を構へ、櫓を並べ、その陰に射手を隠して寄手を射る。柵を繞りて堀を穿ち、逆茂木、亂杭を引きなせしてすべて敵を近よせじとす。城の表の通路を追手といひ、葦なるを搦手といふ。籠城の兵を分ちてその勢を割がんか爲めに、寄手の兵は追手搦手



の兩方に分れて攻るを軍法とするなり。

日本風俗史上篇終

全	全	全	全	明
三十	年	年	年	治
年	年	年	年	廿
三	八	八	二	八
十	月	月	月	年
年	十	十	十	二
	五	四	五	月
	日	日	日	十
	三	再	再	二
	版	版	版	日
	印	發	發	印
	刷	行	行	刷

(正價金八十五錢)

著者 石川縣士族  
東京市本郷區本郷五丁目十一番地寄留  
藤岡作太郎

全著者 愛知縣平民  
東京市本郷區駒込西片町十番地寄留  
平出鏗二郎

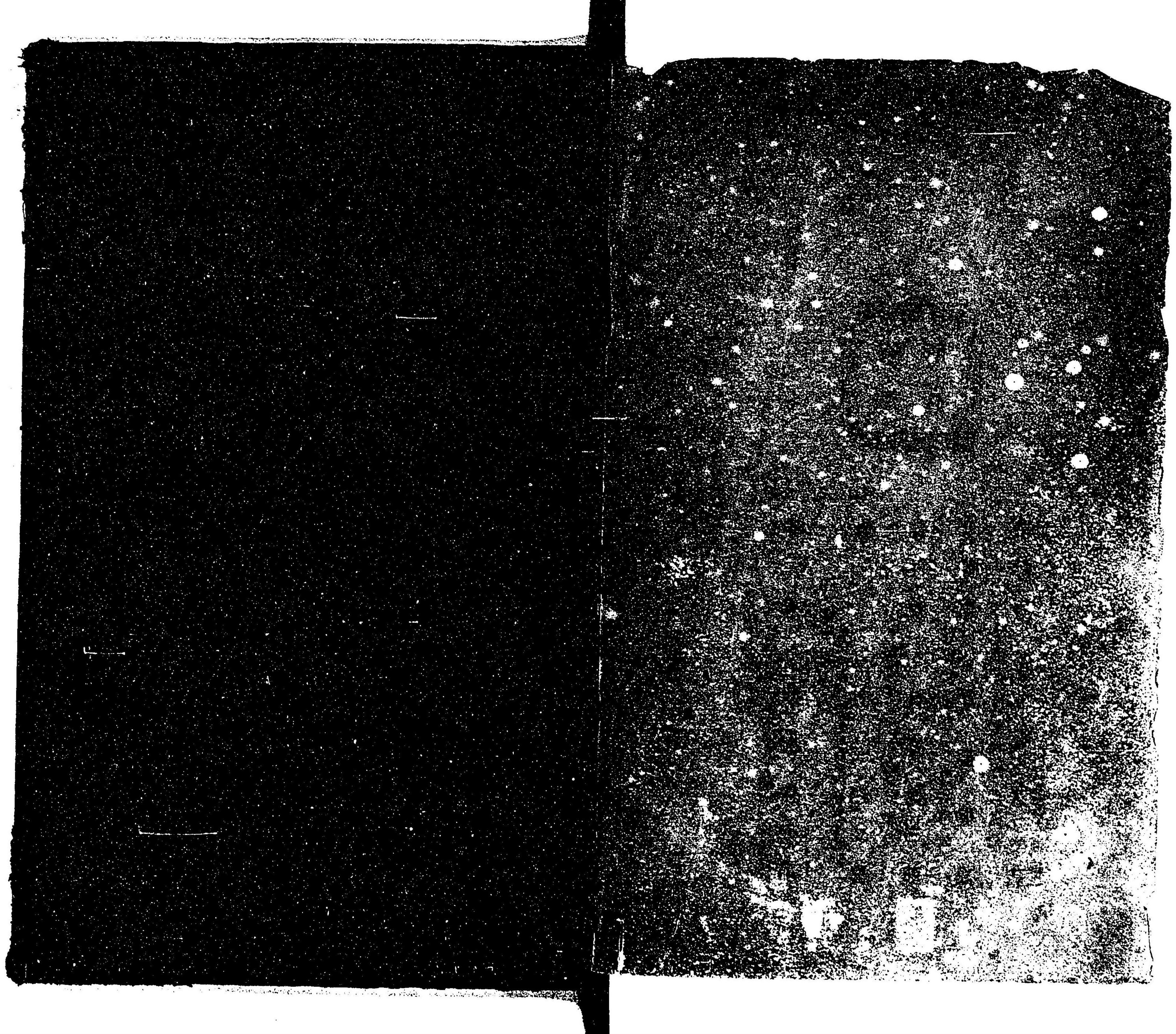
發行者 神田區駿河臺袋町十一番地  
吾妻健三郎

印刷者 神田區通新石町三番地  
吾妻健成

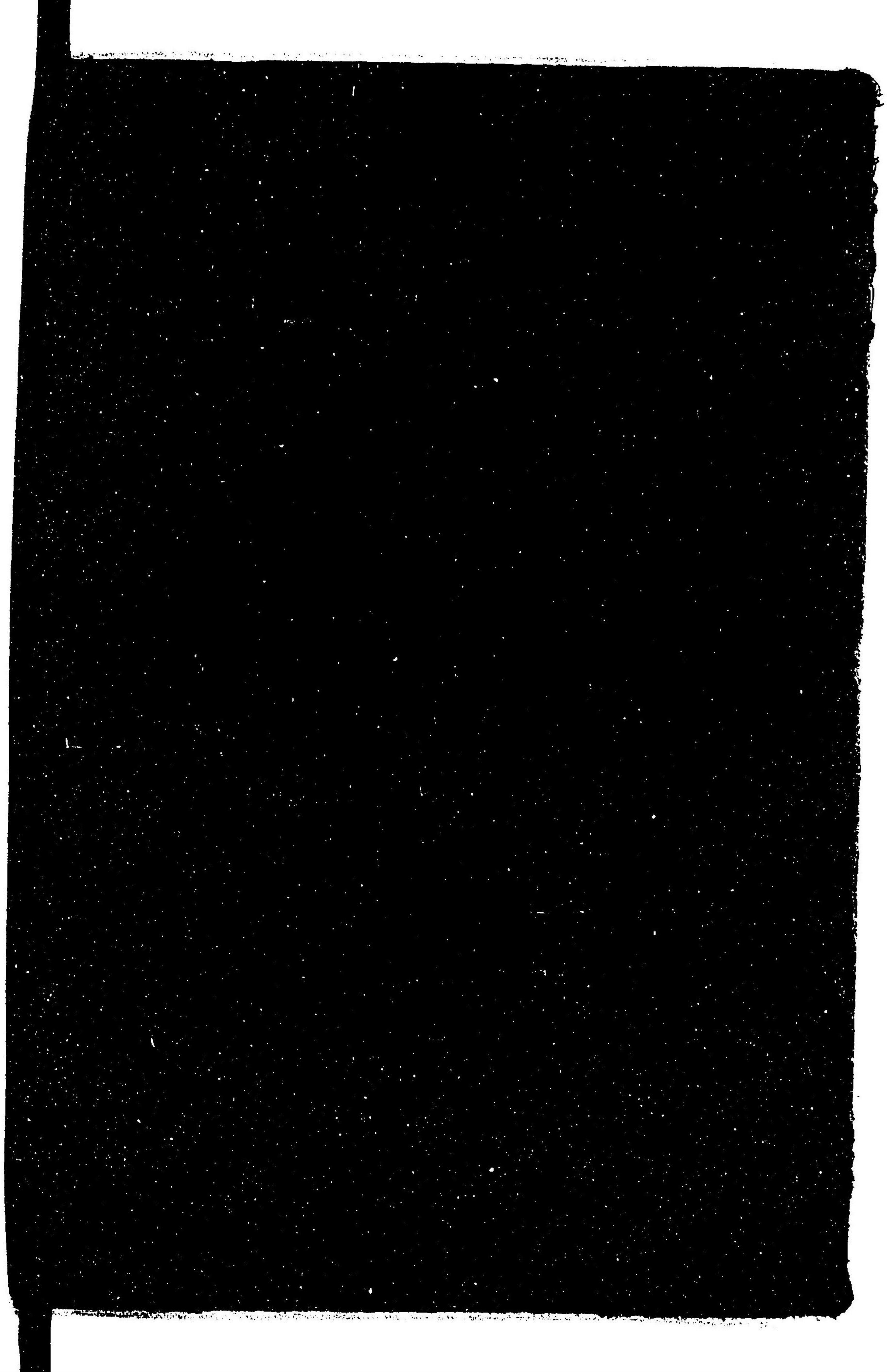
發行所 神田區通新石町三番地  
東陽堂支店  
電話本局(九七〇番)













45  
95

027388-001-3 .

45-95

日本風俗史

藤岡 作太郎

平出 鏗二郎 / 著

上

M29-30

ADJ-0155

